

研究指導 石光 真 教授

地方債制度と地方の自立

平井 和幸

現在、国と地方を問わず日本の政府は慢性的な財政赤字に陥っている。歳入総額と歳出総額のギャップ(不足額)を公債の発行で補っているのが現状であり、その額は年々累増している。国の借金である国債費残高は平成 19 年度末見込額で約 547 兆円、地方債残高も約 139 兆円が見込まれている。果たしてこれほどまでに公債が累増してしまった原因には何があるのだろうか。現在の財政状況や現行の制度に問題はないかを研究した。

1 章 日本の財政状況

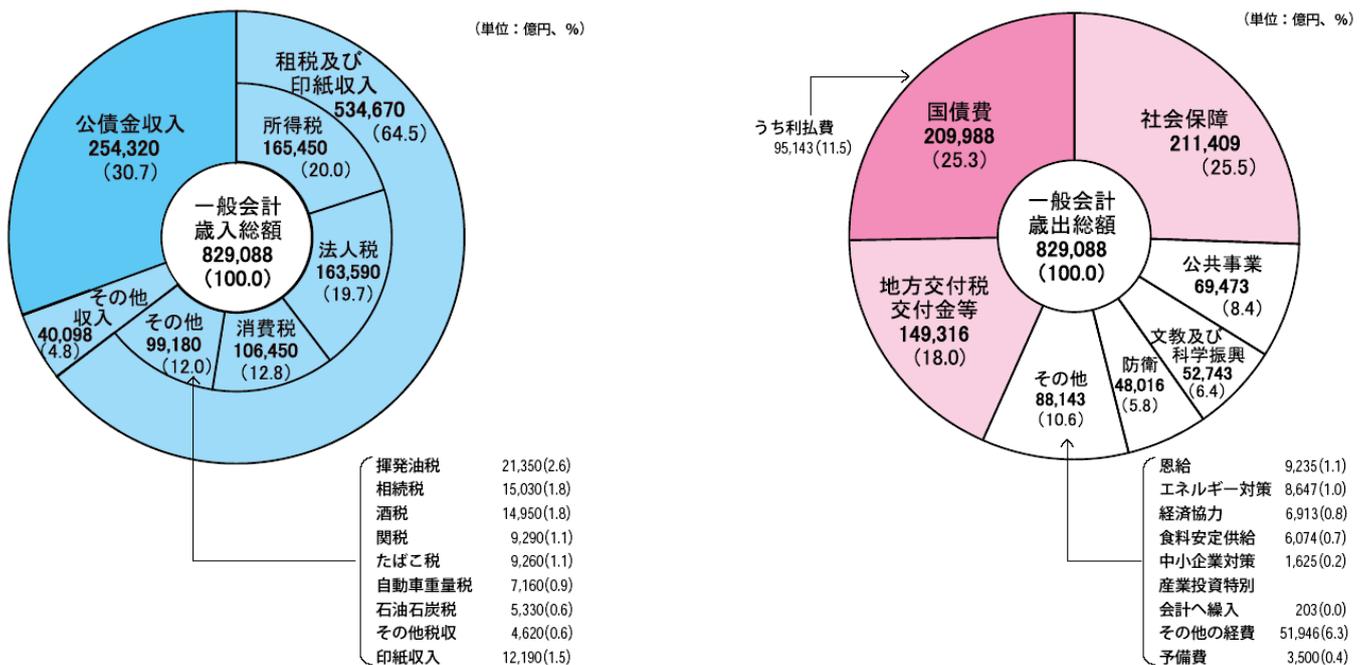
1.1 現在の国の財政状況

財務省公表資料によると、平成18年度一般会計決算における歳入決算総額は84兆4127億円、歳出決算総額は81兆4454億円であった。決算状況は、平成13年度から平成18年度の間、15年度と18年度で大きく減少していた。

この決算を踏まえ、平成 19 年度一般会計予算は以下の図 1 の通りである。この歳入と歳出の差額である 29 兆円からその他収入を差し引いた額 25 兆円の財源不足額を公債の発行によって補填している。

歳入だが、65%が税収、30%が公債金収入となっている。公債金はあくまで歳入が足りない際の借金であり、これに依存してはいけないということを忘れてはいけない。国家財政が悪化した要因には 90 年代初頭におけるバブル崩壊後の景気低迷による税収減少、不況対策の減税、経済政策の財政支出によって歳出を拡大してしまったことなどがあり、これら以外にも様々な要因があると考えられる。

図 1 平成 19 年度一般会計予算における歳入と歳出の内訳



出典：財務省「日本の財政を考える」

1.2 地方の財政状況について

前項では国家の財政について説明したが、一方で地方の財政はどのようになっているのだろうか。

そもそも地方財政の役割とは何なのか。わが国では中央と地方それぞれの政府で行政の役割を分担して行っている。中央政府は外交や防衛など、全国一律でサービスしなければいけないものや、高速道路、一級河川整備などを国民に提供する役割を担っている。一方地方政府は警察や消防、高等学校以下の教育機関を提供する役割を担っている。また、上下水道、公園、県・市町村道、公営住宅などの財も地方が担当する役割である。このように中央と地方では提供する行政サービスが異なっている。もちろん、国と地方で重複しては効率的とは言えない。わが国では、政策の企画・立案は中央政府が決定権を握っており、地方政府はそれに従って実行しているのが現状である。

地方財政は地方財政計画に基づいて運営される。地方財政計画とは地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類である。地方財政規模や収支の見通しを一元的にとらえたもので、その役割には、

国家財政・国民経済等との整合性の確保

標準的な行政水準を確保できるような地方財源の保障

毎年度の財政運営の指針

の3点がある。しかし注意しなくてはいけない点がいくつかある。地方財政計画は客観的に推測される標準的な財政収支額を示すもので、実際の収支見込額を推測するものではない。また、地方財政計画は普通会計には属しない公営事業会計を含んでいない点に注意しなければならない。ただし普通会計から公営事業会計に繰り出された経費は公営事業繰出金として計上されている。最後に、地方財政計画は地方公共団体の単年度における収支の見込であるため、前年度からの剰余金は収入に含まれていない。

これを踏まえ、平成18年度の地方財政計画と普通会計決算を比較してみると、財政計画は83兆1508億円であるのに対し、決算の歳入総額は91兆5000億円、歳出総額は89兆2000億円であった。つまり財政計画と決算において大きな差額が生じている。これは客観的に見て標準的とされる財政規模より、実際はさまざまな部分で費用が発生することや、予想外の増収が発生することがあるからだと考えられる。また、近年の地方財政計画を見ると、地方財政の規模は約83兆円と横ばいで推移している。実態との乖離は見られるが、あくまで地方財政計画は客観的にみた「あるべき」財政規模を示すものである。

平成18年度総務省公表資料によると、歳出は生活保護世帯の増加などによって扶助費はやや増加して、普通建設事業費は減少している。一方で歳入は地方税・地方譲与税が増加し、地方交付税や地方債は減少した。地方税の構成比に関しては平成17年度と比較すると2.5%上昇した39.9%となっており、わずかずつではあるが地方独自の財源が増えてきているのがわかる。

2章 福島県内市町村における普通会計決算

1章の後半では地方財政の状況を説明した。これを身近な具体例として福島県内の市町村で分析したい。参照した資料は平成15年度から18年度の市町村普通会計決算の概要を使用した。これは福島県市町村財政グループのホームページで公開されている。

2.1 決算収支の状況

まず歳入歳出総額からわかる財政規模だが、どちらも期間内で減少を続けている。期間内で規模が最も大きかった平成15年度と、反対に最も小さかった18年度を比較すると、約5%減少した結果になった。ここから福島県も財政難のため、その規模を縮小させていることが伺える。

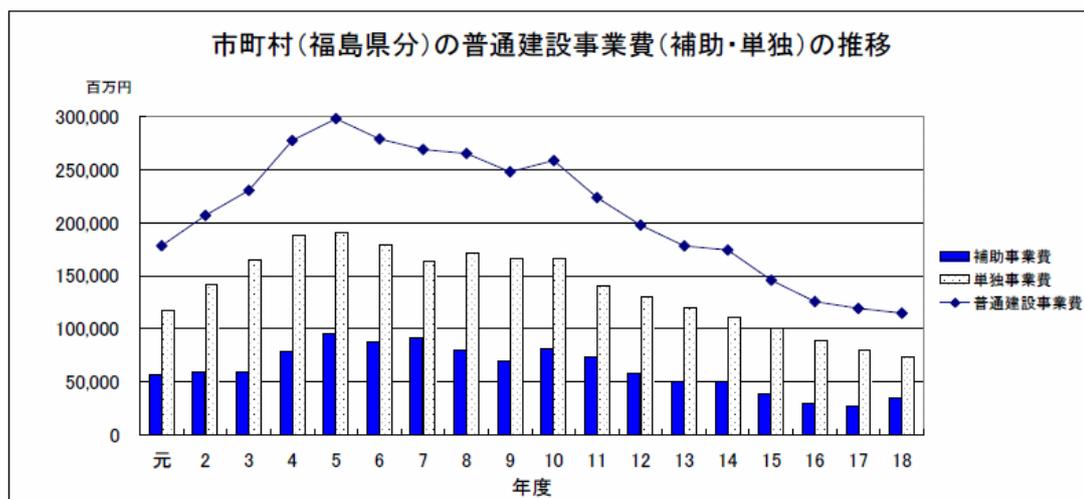
表 1 福島県普通会計決算における決算収支状況

		単位:百万円			
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入決算額	a	811,581	791,294	786,490	771,860
歳出決算額	b	786,398	765,154	761,898	748,536
形式収支	c(a-b)	25,183	26,140	24,593	23,324
繰り越すべき財源	d	3,767	3,305	4,204	1,841
実質収支	e(c-d)	21,417	22,835	20,389	21,483

資料：福島県財政グループ 市町村決算の概要より筆者作成

また上記の表にあるように、収支状況を示すものには形式収支や実質収支がある。形式収支は歳入から歳出を単純に差し引いた額であり、期間内に発生した現金の流れを表したものである。しかし実際は現金収支に現れない要因もあるため、これを考慮し実質的な収支状況を把握するために実質収支が用いられる。繰り越すべき財源には継続費逐次繰越額や繰越名許費繰越額、事故繰越額がある。継続費逐次繰越とは事業の執行に数年かかるとき、年割額に残額が発生した場合にそれを最終年度まで順次繰り越すことである。繰越名許費は年度内に支出が終わらないと見込めるものに関してあらかじめ予算の定めるところによって、翌年度にのみ繰越ができるものであり、事故繰越は年度内に発生してしまった事故により年度内に支出が終わらなかったものを繰り越して使用するものを指す。

さて福島県の収支状況はどうだろうか。形式収支は歳入・歳出総額がともに減少しているため、それに比例して年々縮小傾向にある。しかし繰り越すべき財源は平成 17 年度と平成 18 年度を比較すると半分以上も減少していることがわかる。この原因は何だったのだろうか。先ほども述べたように、繰り越すべき財源には事業の執行に複数年度要する際に、翌年度へ繰り越すものが対象となっている。複数年度要する事業には主に建設事業が挙げられる。下図は福島県の普通建設事業費の推移をグラフで表したものである。これを見ると普通建設事業費は年々減少しているのがわかる。つまり、平成 18 年度では新規着工の建設事業が減り、翌年度に繰り越す財源が少なくなったと考えられる。また、これは私の推測だが平成 18 年度で事業が完了したものが多かったため、翌年度へ繰り越す財源が少なくなったのではないかと考えられる。

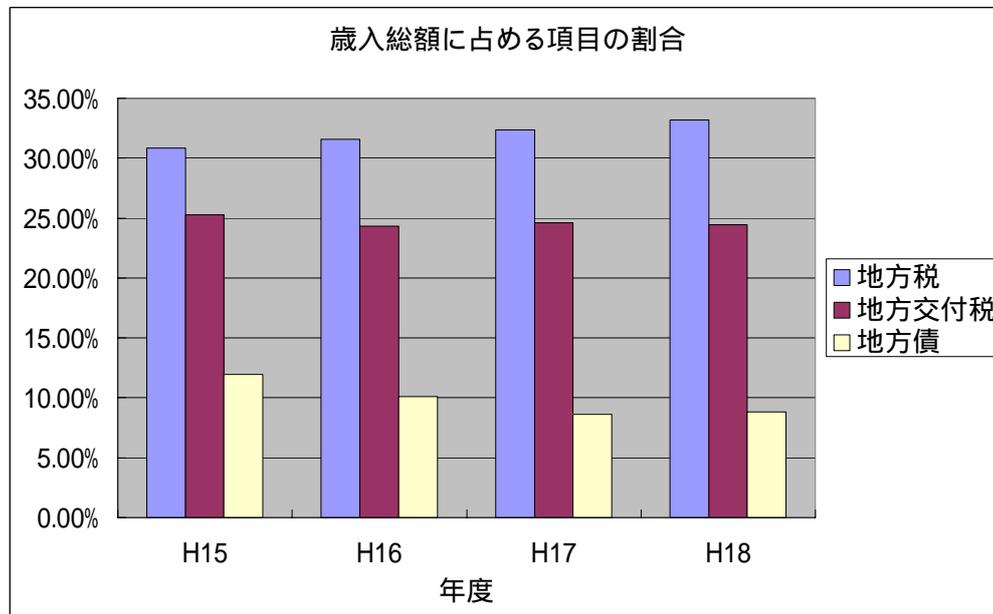


資料：福島県市町村財政グループ 平成 18 年度普通会計決算の概要 参考資料 1

2.2 歳入の状況

歳入の内訳だが、割合の高い順から地方税が約 30%、地方交付税が約 25%、地方債が 10%弱となっている。地方税は道府県税・市町村税と区分されており、主な内容としては道府県税では事業税・自動車税・不動産所得税などがあり、市町村税には固定資産税・軽自動車税・事業所税などが主な対象である。

以下の図は歳入総額に占める主要項目の割合である。



資料：福島県財政グループ 市町村決算の概要より筆者作成

グラフからわかるように、地方税は、福島県でもわずかずつであるが割合が増加している。これは三位一体の改革によって国税である所得税から地方税に税源が移譲され、地方の財源が大きく増加したことがその要因とみられる。また、国から地方に移転される財源である地方交付税・国庫支出金の割合が小さくなってきていることにより相対的に地方税が増加していることも要因に考えられる。

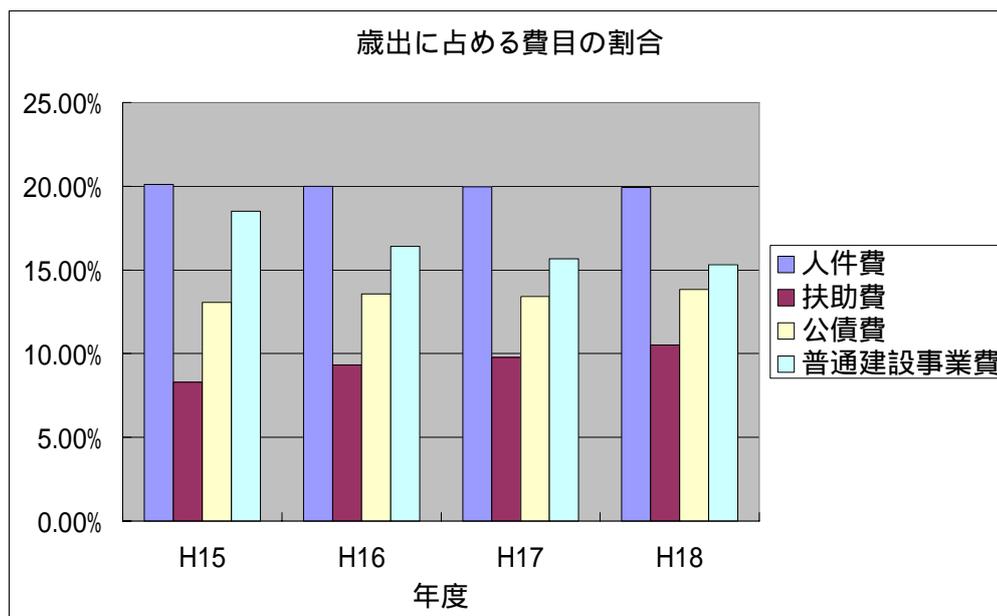
一方で地方交付税と地方債はその割合が減少傾向にある。地方交付税は三位一体改革によってその額が抑制されている。地方債は平成 15 年度と 18 年度を比較すると、およそ 3 割その額が減少していることがわかる。これは後述する減税補てん債や臨時財政対策債の発行が抑制されてきているためと考えられる。特に減税補てん債に関して平成 18 年度は、前年度に比較して約 3 割抑制された。減税補てん債は減税などによって発生した地方公共団体の減収額を補てんする役割を担っており、地方税の増収によって発行の必要が薄れてきたことが抑制の要因だと考えられる。

このように、福島県の普通会計における歳入は地方独自の財源の割合が増加傾向にあり、また、地方債の発行も抑制傾向にあるため、歳入の面ではそれほど悪い状態ではないと私は考える。

2.3 歳出の状況

では歳出の状況はどうか。歳出の主な費目は性質別分類で人件費、扶助費、普通建設事業費、公債費などが挙げられる。人件費とは職員の給与や退職年金などがその内容である。扶助費は生活保護法や老人・児童福祉法などに基づき、被扶助者の生活を維持するために支出する経費のことをさす。公債費に関してはその元利償還金および一時借入金の利子をその内容としている。

次の図は歳入と同様、歳出総額に占める費目の割合のグラフである。



資料：福島県財政グループ 市町村決算の概要より筆者作成

グラフからわかるように、普通建設事業費以外の費目は割合が変化していないもしくは増加傾向がみられる。人件費については近年の職員数の削減によって給与は減少しているが、その分退職金が増加しているため、大きな減少が見られないと考えられる。扶助費については近年の社会保障の増加によってその割合が増加してきているのがわかる。今後ますます少子高齢社会が進むにつれて、この割合が増加していくことは想像が容易だろう。

公債費は大きな変化は見られない。しかしここで気づいていただきたいことがある。先に説明したように歳入の部では地方債の額が減少している。しかしその償還金である公債費がそれに伴って減少していないのはなぜか。これは地方債の一括償還や、繰上償還¹が開始されたことが減少していない要因として考えられる。これは短期的に見ると公債費が増加し、その他の経費にかけられる費用が少なくなってしまうが、長期的に見ると地方債の発行額が抑制され、これから償還にかかる費用が少なくなり、これまで発行されてきた地方債の元利償還が進むので、段階的に公債費が縮小していくことにつながるため、一概に財政状態が悪い傾向であるとは言えない。

いずれにしても歳入・歳出の両面において地方債とその償還にかかる費用は依然として大きな割合を占めている。つまり地方債は地方自治体の運営に大きく関わる要素であると言えるだろう。次の章では地方債について説明したい。

3章 地方債について

3.1 地方債の概要

自治体は事業を行う際、基本的に税収で収める事となっているが、必要な財源が不足している時には地方債が発行される。地方債とは、地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れのことを指し、地方財政法第5条にその該当事業が記されている地方債の対照に一時借入金というものがある。これは1会計年度を越えない借入れのことをさす。出納及び保管は歳計現金と同じく取り扱われる。

¹繰上償還：地方債の償還期限が来る前に償還してしまうこと

肥沼の著書では地方債は、臨時に多額の支出が必要なときの財政負担の年度間調整機能、その効用が将来世代に続くとき、将来世代にもその負担が望ましいとされる場合に世代間の負担の公平機能、税収の落ち込みなどに対して応急的な財源補完機能などがあると述べられている。

しかし地方債はあくまで地方公共団体の借金である。むやみに発行してはいけない。そのため、起債時には様々な制限が設けられている。まず、地方債は対象事業が限定されている。これは地方財政法第 5 条に明記されており、その内容としては、

公営企業に要する経費の財源とする場合

出資金および貸付金の財源とする場合

地方債の借り換えのために要する経費の財源とする場合

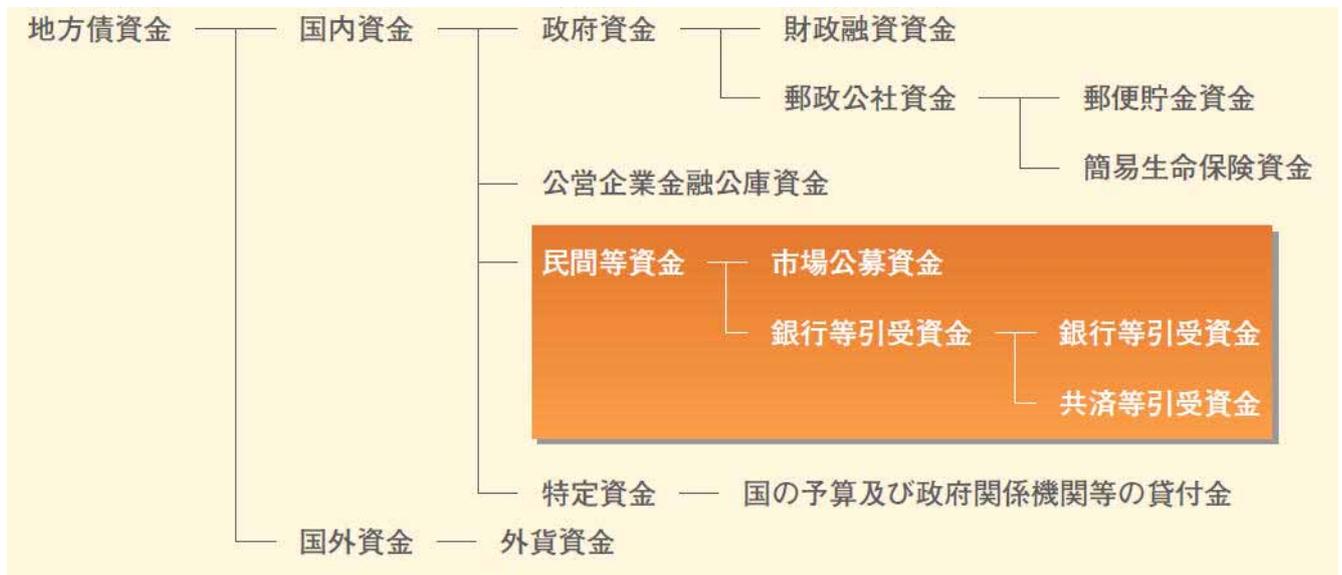
災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

公共施設および効用施設の建設事業、またはその用地取得のために要する経費の財源とする場合

の 5 点が挙げられる。この他にも特例で認められた場合があるが、それは後述する。また、地方債は国が策定する地方債計画に発行見込額や資金割当の内訳が明記される。これに基づいて各地方公共団体で毎年起債の目的や限度額、利率や償還方法を予算で定めなければならない。これは地方自治法 230 条に明記されている。

では地方債の借入先はどのようになっているのだろうか。以下の図は地方債の借入先を表したものである。

表 5 地方債の借入先による分類



資料：総務省「地方債に関する情報」

ここにある政府資金と公営企業金融公庫資金を合わせて「公的資金」と呼ぶ。現在地方債は主に公的資金と銀行等引受資金によって引き受けられている。市場公募資金とは一般の小口の投資家による引受をさす。そのため一口の額はとても小さいものである。しかし近年市場公募資金はわずかずつであるが増加傾向にあり、平成 6 年度には 7.6% だったのに対して、平成 16 年度には 12.5% と、およそ 1.6 倍にその割合を増加させてきた。現在市場公募債を発行している都道府県は 38 団体に留まっている。今後全都道府県で市場公募債の発行が可能になると、更に市場公募債の割合は増加していくのではないかと

と考えられる。

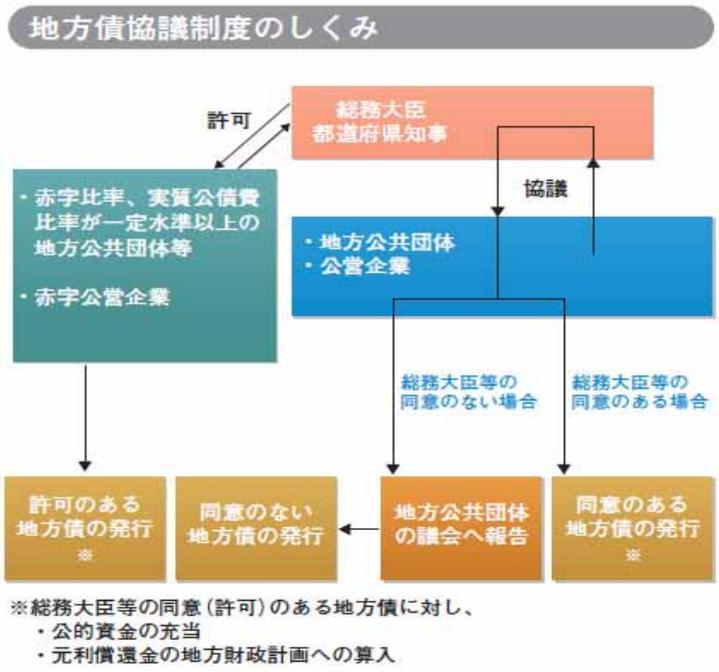
しかしほとんどの市町村(政令市は除く)は市場公募債を発行していない。やはり市町村は財政力が弱いのが現状である。そのため市町村では依然として公的資金の引受比率が高い。これは地方部の道府県にも見られる特徴である。

3.2 地方債の制度

地方債の制度は2005年度まで許可制度が執られていた。地方債許可制度下では、地方自治体は総務大臣および都道府県知事の許可がないと地方債を発行することができなかった。また、発行する際は総務省が発行額や公的資金の割当を決めており、その用途も把握していたため、起債時に地方の自由な裁量がなされず、自治体と住民に借り手意識が芽生えることが難しかった。つまり地方債許可制度下では地方は国(総務省)に強い統制をされていたと言える。

これを解消し、自治体の収入における柔軟性を確保するため、2006年度から協議制度に移行することとなった。協議制度では地方自治体は起債時に総務大臣および県知事に協議し、同意が得られた場合は公的資金の割り当てられた地方債を発行することができる。一方同意が認められない場合は議会に報告し、政府保証のない地方債を発行する仕組みになっている。政府保証のない地方債は政府資金を割り当てることができないため、市場公募資金や銀行等引受資金など民間資金に引き受けてもらわなければならない。総務省の同意が得られない場合でも、議会で承認され、地方独自の手段で資金調達ができるのなら起債しても構わないという点が許可制度と大きく異なる点である。

しかし同意が得られなくても議会で承認されればよいというわけではない。ある一定の条件に触れる場合は起債が制限される。その条件として、都道府県・政令市および標準財政規模500億円の市は標準財政規模の2.5%、市町村は5%にあたる標準財政規模200億円以上の市町村は5%、標準財政規模50億円未満の市町村は10%にあたる実質赤字額が生じた場合、引き続き起債に許可が必要となる。また、実質公債費比率が18%以上の公共団体についても許可が必要となる。



資料：総務省 地方債の安全性

3.2 地方債の例外

前述したとおり、地方債には例外として発行が認められているものが存在する。それを特例地方債と呼ぶ。特例地方債は地方財政法第 5 条に適用されない事業に対して充当が認められた地方債のことである。その内容だが、地方財政法第 33 条の 5 で特例が認められたもので、減収補てん債や減税補てん債、臨時財政対策債がある。減収補てん債とは地方税の収入が見込額を下回る場合に、その減収を補うために発行が認められている特例地方債である。減税補てん債は地方税の特別減税や制度的な減税による減収を補てんするために認められる特例地方債であり、これは税の振り替わりとしての機能を持つため、地方財政法第 5 条に定められている経費以外、つまり経常経費にも充当することができる。

臨時財政対策債も地方公共団体の財源不足を補填するために起債が認められる特例地方債であり、経常経費を賅うために起債することが認められている。2000 年度までは地方交付税特別会計で借入れを行い、地方交付税の増額によって財源不足を補っていた。しかし同会計の借入残高の増加を反映して、2001 年度から 3 年間、地方公共団体が直接借入れを行う方式に切り替えられた。その後更に 3 年間延長された。

3.3 合併特例債

合併特例債とは合併後の事業や基金の積み立てに必要な経費を、合併年度およびその後 10 ヶ年度に限り借入れることのできる地方債のことを指す。合併市町村基本計画に基づき対象事業が策定される。合併特例債の起債が認められる事業には、長野県の web サイトで以下のものが例示されている。

：合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

例) 合併市町村間の交流や連携が円滑に進むような道路、橋梁、トンネル等の整備

：合併市町村の均衡ある発展のために行う公共的施設の整備事業

例) 合併市町村内の行政サービス水準の均衡を図るため、介護福祉施設が整備されていない地区に対する施設の整備

：合併市町村の建設を総合的・効果的に推進するために行う公共的施設の総合整備事業

例) 類似の公共的施設を統合する事業

：合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村元区域における地域振興等のために設けられる基金（合併市町村振興基金）の積立

例) 市町村の一体感の醸成に資するものとして、イベント開催、新市町村のマーク、新しい文化の創造に関する事業の実施、旧市町村単位の地域の振興として、地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施、コミュニティー活動、商店街活性化対策

合併特例債は対象事業費の約 95%を充当することができ、更にその元利償還金の 70%が普通交付税によって措置される。また、算定替(合併後 10 ヶ年度は合併しなかった場合の普通交付税額を保障する)や合併補正、特別交付税・国庫補助金による措置がとられる。

合併特例債対象事業の費用の内訳



出典：長野県公式 HP

つまり住民の直接の負担は一般財源分の5%と、元利償還金の交付税措置を除いた28.5%の合計33.5%である。これは合併を進める上での「アメ」政策だったと考えられる。

しかし、合併特例債は2005年4月1日に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)においてその制度は廃止となった。また算定替の期間は10年から段階的に5年に縮小することとなった。合併新法における財政措置では、合併推進債が新たに設けられ、これまで合併特例債を適用してきた事業について、90%まで充当、元利償還金の40%を交付税で賄うこととしている。いくらか交付税措置の割合は小さくなったものの、依然として交付税措置への依存が強いことが伺える。

4章 地方債を取り巻く諸制度

地方債は地方債制度だけで運営されているわけではない。地方債の引受先では財政投融资があり、合併特例債では地方交付税と、様々な要因が強く関連している。これらの関連する要因に対する制度には問題はないのだろうか。4章では地方債を取り巻くその他の制度を考察していく。

4.1 地方交付税制度

地方交付税とは、地方公共団体の財源不足を補うために、本来国が徴収した国税の一定割合を割いて配分される財源で、国庫支出金と違い、その用途が特定されていない点が特徴である。算定式は以下の通りである。

$$\text{普通交付税 (不足額)} = \frac{\text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)}}{\text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)}}$$

石川の論文ではこの算定段階において、公債費方式による基準財政需要額の単位費用への元利償還金(一部)算入、事業費補正方式での基準財政需要額の算定時に地方債が発行された事業の単価(単位費用)を補正係数でかさ上げするといった「二重の補正」がなされることが示されている。これによって基準財政需要額が増加し財源不足額が増え、交付税が増額される。

表 事業費補正による元利償還金の交付税算入割合(2003年度 都道府県)

地方債の種類	対応費目	起債充当率	事業費補正	
			元利償還金の交付税算入割合(償還までの通期)	単年度の理論償還率(2003年度発行債に対する2004年度措置)
一般公共事業費				
うち港湾事業に関するもの	港湾費	30%	50%	0,008
うち河川事業に関するもの	河川費	30%	50%	0,008
うち農業農村整備事業に関するもの	農業行政費	30%	50%	0,008
うち財源対策債等	様々な費目	100%	50%	0,008
一般単独事業費				
うち臨時地方道整備事業債	道路橋梁費など	95%	30%	0,005
うち臨時河川等整備事業債	河川費	95%	30%	0,005
うち臨時高等学校整備事業債	高等学校費	95%	40%	0,0064
うち日本新生緊急基盤整備事業債	企画振興費	95%	50%	0,008
うち地域活性化事業債	企画振興費	75%	30%	0,003
うち合併特例事業債	企画振興費	90%	50%	0,005
うち防犯対策事業債	その他諸費	90%	50%	0,008
うち旧地域総合整備事業債(継続事業分)	企画振興費	90%	30%	0,017
公共用地選考取得等事業債	その他土木費	100%	利子相当分	0,01

出典:石川達哉「建設地方債に対する地方交付税の価格効果」

この表から一般単独事業費においては高い起債充当率、事業費全般には30%～50%の基準財政需要額への算入がなされているのがわかる。この地方交付税による手厚い措置から、地方自治体に起債を促す要因が制度自体に含まれていると考えられる。

現在、地方交付税は三位一体改革により大幅に縮小されつつある。平成16年度から平成18年度にかけて地方交付税および臨時財政対策債の総額が5.1兆円抑制された。また、制度の改革も同時になされ、その方法の主な例は以下に示した。

段階補正の縮小：小規模市町村の算定を効率的な市町村を基本として縮減

算定の簡素化：都道府県分の補正係数を概ね半減・事業費補正の大幅縮減

アウトソーシングによる効率化を算定に反映：ゴミ収集・学校給食等については民間へのアウトソーシングによる効率化を前提として算定

この他に、不交付団体を増加させ、交付税額を抑制する方法もとられている。現在地方公共団体の多くはちほう交付税を交付されている交付団体である。不交付団体が増加することは自治体が自立していると考えられるが、一方で交付と不交付の基準をはっきりさせないと、地方独自の財源を保障しなくては行政運営が厳しい自治体は不交付団体への移行によってその運営が立ち行かなくなる場合がある。

4.2 財政投融資制度

財政投融資制度とは、旧大蔵省資金運用部が郵便貯金や年金積立金を公団・公庫などの特殊法人(財投機関)や、地方公共団体に資金を融資してきた制度のことである。

しかし特殊法人は自主的な資金調達をしないため、市場のチェック機能がはたらかず、経営が不透明になりがちである。また、非効率な事業への融資継続は財投規模の肥大化による歪みを生じさせ、官庁の役人による特殊法人への天下り(再就職)は高額退職金を彼らに給付してきた。これらの問題を踏まえ、2001年に財政投融資改革として「資金運用部資金法等の一部を改正する法律案」が施行された。

改革のポイントは預託義務の廃止、市場原理のはたらく資金調達を可能とし、政策コスト分析の導入、情報開示の徹底を行う点である。

改革の内容として、資金運用部廃止に伴い郵便貯金・年金積立金の預託義務が廃止され、市場での自主運用が可能となった。特殊法人は財投機関債により市場から資金調達することとなった。信用の低い特殊法人は政府保証債を発行、それでも資金調達が困難な場合は政府が財投債を発行し、融資を行う。そのため財投機関債は政府保証がなく、政府保証債・財投債は政府の手厚い保証があるという特徴がある。

財政投融資は政府資金に分類され、地方債の引受先となっている。政府資金が適用された地方債の規模は2005年度における発行額で4.4兆円、2005年度末における発行残高は約92.2兆円であった。残高において政府資金が地方債の最大の引き受け先となっている。政府資金が好まれる理由としては低利かつ長期で借り入れることが可能な点が挙げられる。

2005年度財政投融資残高における地方自治体への融資の割合は30.8%となっており、地方自治体は財政投融資制度の最大の融資先である。

地方債発行額に占める政府資金の割合は、都道府県・政令指定都市では43.8%(2000年度)から19.4%(2005年度)へと減少傾向にあるのに対し、市町村では約6割を占めている。市町村の多くは市場公募債を発行しておらず、依然として政府資金に頼らざるを得ない状況が続いている。

終章 今後の地方債のあり方

このように地方債は特例地方債において経常経費などその効用が年度を超えない用途に対しても起債が認められている。つまり「その場しのぎ」の資金調達手段になっている面が少なからず見られる。特例地方債は例外に当てはまるが、これは地方債負担の世代間公平という地方債の機能において矛盾がある。また、地方交付税措置や財政投融资での政府資金割り当てなど政府の保証が依然として大きいのが現状である。そして自治体はその手厚い保証に依存している。これでは地方自治体の資金調達に対する自主性が向上するのは難しい。

この政府への依存体質を改善するには地方債における民間資金の割合を高め、政府保証の割合を縮小させるのが望ましい。そのためには市場における地方債の高い信用力を得ることが不可欠であり、自治体の効率的・健全な運営を努力する意識を持つことが求められる。

自治体の効率的・健全な運営とは、不要な事業の縮小・廃止することなどが挙げられる。しかしただ不用意に縮小・廃止するわけではなく、民間で供給すべきものは民間に委託し、事業を存続させることが望ましい。これにより民間による競争が発生し企業の経済活動が活発になり、ひいては地域経済の活発化を促すことができると言うことはない。現実にはそんなうまくいくことではないだろうが、しかし民間委託は地方交付税改革で述べたように、すでに取り入れられている手法であり実際に交付税削減につながっており、その有用性も認められている。

また土居(b)では市場公募債を発行できない自治体については、周辺の自治体と連携して地域ごとに共同公募債を発行するべきと述べている。一つの自治体の力が弱いのなら周辺の地域と連携して相互に補完しあうことが大事だと私は思う。

近年は地方分権が叫ばれているが、すべてをその地域の自治体でなんとかするのではなく、自治体同士でときには助け合うことこそが本当の意味での自治体の自立ではないだろうか。人間が協力しながら生きていくように、自治体も他の自治体と協力しながら成長し、自立へ向かうことが今後望ましい。

参考文献・URL

石川達哉 建設地方債に対する地方交付税の価格効果 62 ページ

<http://www.nli-research.co.jp/report/shoho/2006/Vol41/syo0604c.pdf>

肥沼位昌『キーワードでわかる自治体財政』学陽書房 2007 年

財務省 財政投融资レポート <http://www.mof.go.jp/zaito/mokuji.htm>

財務省 日本の財政を考える 財政データ集 <http://www.mof.go.jp/zaisei/>

総務省 地方債協議制度について http://www.soumu.go.jp/c-zaisei/chihosai/pdf/chihosai_c2.pdf

総務省 地方財政の借入金残高の状況 http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/zandaka_070518_2.pdf

総務省 地方財政法施行令の概要

http://www.soumu.go.jp/c-zaisei/chihosai/seirei_k_siryou/pdf/seirei_k_siryou_03.pdf

地方財政情報館 <http://www.zaiseijoho.com/>

土居丈朗 a『地方債改革の経済学』日本経済新聞社 2007 年

土居丈朗 b 地方債と地方財政規律 <http://www.esri.go.jp/jp/forum1/050509/kicho21.pdf>

野村資本市場研究所『変革期の地方債市場』金融財政事情研究会 2007 年

福島県市町村財政グループ <http://www.pref.fukushima.jp/shichousonzaisei/>